

航空自衛隊達第18号
航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）の規定に基づき、航空自衛隊の基本教育に関する達を次のように定める。
昭和41年7月1日

航空幕僚長 空将 牟田 弘国

航空自衛隊の基本教育に関する達（登録報告）

改正 昭和41年10月13日航空自衛隊達第30号
昭和42年 3月30日航空自衛隊達第11号
昭和42年 7月27日航空自衛隊達第27号
昭和42年10月19日航空自衛隊達第39号
昭和43年 7月11日航空自衛隊達第19号
昭和44年 4月23日航空自衛隊達第17号
昭和44年 6月27日航空自衛隊達第26号
昭和44年 9月26日航空自衛隊達第40号
昭和45年 1月21日航空自衛隊達第 1号
昭和45年 3月31日航空自衛隊達第10号
昭和45年 6月23日航空自衛隊達第17号
昭和45年 7月15日航空自衛隊達第19号
昭和45年12月22日航空自衛隊達第29号
昭和46年 2月 3日航空自衛隊達第 2号
昭和46年 6月14日航空自衛隊達第20号
昭和47年 3月13日航空自衛隊達第10号
昭和47年 9月26日航空自衛隊達第30号
昭和48年 3月17日航空自衛隊達第 4号
昭和48年 9月29日航空自衛隊達第22号
昭和48年12月21日航空自衛隊達第36号
昭和49年 4月11日航空自衛隊達第 9号
昭和49年 4月11日航空自衛隊達第10号
昭和49年 4月20日航空自衛隊達第15号
昭和49年 8月 1日航空自衛隊達第25号
昭和49年 8月13日航空自衛隊達第26号
昭和49年11月 9日航空自衛隊達第37号
昭和49年12月18日航空自衛隊達第40号
昭和50年 3月22日航空自衛隊達第 8号
昭和50年10月 6日航空自衛隊達第17号
昭和50年10月 9日航空自衛隊達第18号
昭和50年11月27日航空自衛隊達第19号
昭和51年 3月10日航空自衛隊達第 6号
昭和51年 5月29日航空自衛隊達第14号
昭和51年12月11日航空自衛隊達第31号
昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号
昭和52年 3月31日航空自衛隊達第 6号
昭和52年 9月28日航空自衛隊達第15号
昭和53年 1月10日航空自衛隊達第 1号
昭和53年 3月13日航空自衛隊達第 8号
昭和53年 5月11日航空自衛隊達第12号
昭和53年 7月21日航空自衛隊達第23号
昭和54年 2月26日航空自衛隊達第 5号
昭和54年 3月12日航空自衛隊達第 9号
昭和54年 5月22日航空自衛隊達第15号
昭和54年 6月22日航空自衛隊達第17号
昭和54年 8月 3日航空自衛隊達第19号

昭和54年12月24日航空自衛隊達第24号
昭和55年 4月 5日航空自衛隊達第 6号
昭和55年 8月 1日航空自衛隊達第11号
昭和55年11月15日航空自衛隊達第22号
昭和56年 2月 7日航空自衛隊達第11号
昭和56年 4月 3日航空自衛隊達第25号
昭和57年 3月12日航空自衛隊達第 4号
昭和57年 4月 9日航空自衛隊達第13号
昭和57年12月15日航空自衛隊達第36号
昭和58年 4月 5日航空自衛隊達第 7号
昭和58年 9月27日航空自衛隊達第11号
昭和58年11月11日航空自衛隊達第15号
昭和58年12月 6日航空自衛隊達第20号
昭和59年 1月31日航空自衛隊達第 4号
昭和59年 4月11日航空自衛隊達第12号
昭和59年 4月18日航空自衛隊達第13号
昭和59年 6月30日航空自衛隊達第19号
昭和59年 7月10日航空自衛隊達第20号
昭和59年 9月19日航空自衛隊達第24号
昭和60年 4月15日航空自衛隊達第14号
昭和60年 5月20日航空自衛隊達第16号
昭和61年 1月31日航空自衛隊達第 4号
昭和61年 2月10日航空自衛隊達第 5号
昭和61年 2月24日航空自衛隊達第 7号
昭和61年 4月 5日航空自衛隊達第 8号
昭和61年 9月30日航空自衛隊達第17号
昭和61年12月26日航空自衛隊達第36号
昭和62年 3月20日航空自衛隊達第14号
昭和62年 7月16日航空自衛隊達第26号
昭和62年 9月24日航空自衛隊達第31号
昭和62年12月 9日航空自衛隊達第36号
昭和63年 3月25日航空自衛隊達第 4号
昭和63年 4月 8日航空自衛隊達第11号
昭和63年 7月28日航空自衛隊達第21号
昭和63年 9月30日航空自衛隊達第26号
平成元年 2月28日航空自衛隊達第 4号
平成元年 3月16日航空自衛隊達第25号
平成元年 5月29日航空自衛隊達第33号
平成元年 9月 5日航空自衛隊達第41号
平成 2年 2月13日航空自衛隊達第 3号
平成 2年 3月 7日航空自衛隊達第 8号
平成 2年 3月23日航空自衛隊達第11号
平成 2年 5月31日航空自衛隊達第23号
平成 2年 7月11日航空自衛隊達第27号
平成 2年 9月11日航空自衛隊達第29号
平成 3年 3月14日航空自衛隊達第 8号
平成 3年 4月23日航空自衛隊達第19号
平成 3年10月22日航空自衛隊達第26号
平成 3年12月 2日航空自衛隊達第30号
平成 4年 3月27日航空自衛隊達第 7号
平成 4年 4月10日航空自衛隊達第20号
平成 4年 7月14日航空自衛隊達第35号
平成 5年 7月28日航空自衛隊達第26号
平成 5年 9月21日航空自衛隊達第35号
平成 5年10月19日航空自衛隊達第37号

平成 5年11月26日 航空自衛隊達第42号
平成 5年11月30日 航空自衛隊達第44号
平成 5年12月22日 航空自衛隊達第46号
平成 6年 6月24日 航空自衛隊達第26号
平成 6年 7月13日 航空自衛隊達第28号
平成 7年 2月20日 航空自衛隊達第 5号
平成 7年 7月20日 航空自衛隊達第27号
平成 8年 3月27日 航空自衛隊達第 7号
平成 8年12月 4日 航空自衛隊達第21号
平成 9年 3月28日 航空自衛隊達第12号
平成 9年 6月12日 航空自衛隊達第14号
平成 9年10月 9日 航空自衛隊達第23号
平成 9年12月17日 航空自衛隊達第29号
平成10年 3月23日 航空自衛隊達第 5号
平成10年 3月27日 航空自衛隊達第 7号
平成10年 4月20日 航空自衛隊達第 9号
平成10年 5月12日 航空自衛隊達第11号
平成11年 3月24日 航空自衛隊達第 7号
平成11年 5月28日 航空自衛隊達第16号
平成11年 6月10日 航空自衛隊達第18号
平成12年 2月15日 航空自衛隊達第 4号
平成12年 3月29日 航空自衛隊達第18号
平成12年 5月25日 航空自衛隊達第31号
平成12年11月 1日 航空自衛隊達第48号
平成12年12月 5日 航空自衛隊達第51号
平成12年12月11日 航空自衛隊達第53号
平成12年12月14日 航空自衛隊達第55号
平成13年 3月23日 航空自衛隊達第 9号
平成13年 3月30日 航空自衛隊達第20号
平成13年 6月 4日 航空自衛隊達第25号
平成13年 8月28日 航空自衛隊達第34号
平成13年11月 1日 航空自衛隊達第38号
平成14年 6月28日 航空自衛隊達第14号
平成14年 8月 9日 航空自衛隊達第18号
平成15年 2月17日 航空自衛隊達第 3号
平成15年 3月14日 航空自衛隊達第 4号
平成15年 7月 4日 航空自衛隊達第29号
平成16年 3月29日 航空自衛隊達第 7号
平成16年 9月28日 航空自衛隊達第23号
平成17年 2月22日 航空自衛隊達第 1号
平成17年 3月31日 航空自衛隊達第 9号
平成17年 4月20日 航空自衛隊達第15号
平成17年 7月19日 航空自衛隊達第22号
平成17年 8月 1日 航空自衛隊達第23号
平成18年 3月24日 航空自衛隊達第14号
平成18年 3月30日 航空自衛隊達第23号
平成18年 7月26日 航空自衛隊達第35号
平成18年 7月28日 航空自衛隊達第36号
平成18年12月21日 航空自衛隊達第46号
平成19年 1月 5日 航空自衛隊達第 1号
平成19年 1月24日 航空自衛隊達第 3号
平成19年 5月28日 航空自衛隊達第27号
平成19年 8月31日 航空自衛隊達第39号
平成19年 9月 5日 航空自衛隊達第43号
平成19年 9月14日 航空自衛隊達第44号

平成19年10月11日航空自衛隊達第49号
平成20年 3月27日航空自衛隊達第 9号
平成20年 3月28日航空自衛隊達第12号
平成20年 9月29日航空自衛隊達第33号
平成20年11月19日航空自衛隊達第35号
平成20年12月22日航空自衛隊達第39号
平成21年 3月27日航空自衛隊達第 9号
平成21年 4月 8日航空自衛隊達第13号
平成21年 6月23日航空自衛隊達第20号
平成21年 7月29日航空自衛隊達第28号
平成21年 9月28日航空自衛隊達第38号
平成22年 1月14日航空自衛隊達第 1号
平成22年 4月 1日航空自衛隊達第 8号
平成22年 5月18日航空自衛隊達第12号
平成22年 6月25日航空自衛隊達第15号
平成23年 3月25日航空自衛隊達第 6号
平成23年 5月20日航空自衛隊達第23号
平成23年 7月26日航空自衛隊達第29号
平成23年 8月30日航空自衛隊達第33号
平成23年12月 2日航空自衛隊達第40号
平成23年12月15日航空自衛隊達第42号
平成24年 7月26日航空自衛隊達第46号
平成24年 9月12日航空自衛隊達第47号
平成24年12月17日航空自衛隊達第59号
平成25年 1月29日航空自衛隊達第 2号
平成25年 3月26日航空自衛隊達第29号
平成25年11月 7日航空自衛隊達第78号
平成26年 5月 1日航空自衛隊達第45号
平成26年 7月31日航空自衛隊達第60号
平成26年 9月18日航空自衛隊達第76号
平成27年 1月 5日航空自衛隊達第 1号
平成27年 2月24日航空自衛隊達第 4号
平成27年 9月30日航空自衛隊達第27号
平成27年11月12日航空自衛隊達第54号
平成28年 3月29日航空自衛隊達第33号
平成28年 4月19日航空自衛隊達第36号
平成28年 4月26日航空自衛隊達第37号
平成28年12月14日航空自衛隊達第56号
平成29年 3月13日航空自衛隊達第 7号
平成29年 5月12日航空自衛隊達第21号
平成29年 6月23日航空自衛隊達第27号
平成29年 7月31日航空自衛隊達第36号
平成30年 3月29日航空自衛隊達第 5号
平成30年 5月15日航空自衛隊達第12号
平成30年 6月 4日航空自衛隊達第15号
平成30年11月14日航空自衛隊達第22号
平成31年 1月23日航空自衛隊達第 1号
平成31年 3月29日航空自衛隊達第20号
平成31年 4月 9日航空自衛隊達第22号
平成31年 4月24日航空自衛隊達第24号
令和元年 5月27日航空自衛隊達第2号
令和元年 9月 9日航空自衛隊達第16号
令和2年 2月 4日航空自衛隊達第 3号
令和2年 3月25日航空自衛隊達第19号
令和2年 3月26日航空自衛隊達第27号

令和2年9月29日航空自衛隊達第52号
令和2年10月29日航空自衛隊達第54号
令和2年11月11日航空自衛隊達第55号
令和3年3月17日航空自衛隊達第45号
令和3年4月21日航空自衛隊達第45号
令和3年5月21日航空自衛隊達第48号
令和3年5月25日航空自衛隊達第49号
令和3年10月4日航空自衛隊達第72号
令和3年10月22日航空自衛隊達第73号
令和3年12月20日航空自衛隊達第76号
令和4年2月21日航空自衛隊達第8号
令和4年3月17日航空自衛隊達第24号
令和4年5月16日航空自衛隊達第38号
令和4年6月24日航空自衛隊達第44号
令和4年10月31日航空自衛隊達第48号
令和4年12月23日航空自衛隊達第56号
令和5年3月23日航空自衛隊達第18号
令和5年5月31日航空自衛隊達第28号
令和5年8月8日航空自衛隊達第34号
令和5年10月30日航空自衛隊達第42号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 課程による教育

第1節 課程の設置等（第3条―第6条）

第2節 教育の実施（第7条―第9条）

第3章 準課程講習等による教育（第10条―第14条）

第4章 教育の評価等（第15条―第17条）

第5章 学生の取扱い等（第18条―第21条）

第6章 報告（第22条）

第7章 雑則（第23条―第25条）

附則

第1章 総則

（用語の意義）

第1条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すとおりとする。

(1) 「課程教育実施部隊等」とは、航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号、以下「隊訓」という。）別表第1から第6までに掲げる課程並びに隊訓第49条第1項の規定により航空幕僚長（以下「空幕長」という。）が定める別表第3及び第4に掲げる課程を置き、当該課程の教育の実務を担当する部隊等をいう。

(2) 「準課程講習」とは、隊訓第78条の規定により部隊等の長が実施する講習のうち、基本教育の一部として実施する課程に準ずる講習をいう。

(3) 「操縦士等」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第3条の規定による高級操縦士、上級操縦士、操縦士、上級H操縦士及びH操縦士の技能証明を有する隊員をいう。

（部隊等相互間の協力）

第2条 部隊等の長は、基本教育の実施及び改善について、関係部隊等に対し積極的に連絡調整を行なうとともに、他部隊等から支援依頼があった場合には、進んでこれに協力するものとする。

第2章 課程による教育

第1節 課程の設置等

（幹部普通課程等の学生の資格）

第3条 隊訓第33条に規定する幹部普通課程、幹部特別課程、指揮幕僚課程及び幹部高級課程の学生の資格は、別表第1のとおりとする。

(飛行教育各課程の名称等)

第4条 隊訓第42条に規定する飛行教育各課程の名称、期間及び飛行時間の基準並びに学生の資格及び主要教育事項は、別表第2のとおりとする。

(准尉曹士術科教育各課程の名称等)

第5条 隊訓第49条第1項第1号に規定する准尉曹士術科教育各課程(中級特技員の課程を除く。)の名称、設置場所及び期間並びに学生の資格及び主要教育事項は、別表第3のとおりとする。

(幹部術科教育各課程の名称等)

第6条 隊訓第49条第1項第2号に規定する幹部術科教育各課程(術科専攻課程を除く。)の名称、設置場所及び期間並びに学生の資格及び主要教育事項は、別表第4のとおりとする。

第2節 教育の実施

(教育の実施)

第7条 課程の教育は、課程教育実施部隊等の長が、次条に定める課程教育実施基準及び第9条に定める年度教育実施予定表により実施するものとする。

(課程教育実施基準)

第8条 課程教育実施基準は、別冊第1基本教育実施基準に基づき、次の表の左欄に掲げる者が、右欄に掲げる課程について作成するものとする。

作成者	課程
航空総隊司令官	隷下部隊に置く飛行教育各課程
航空支援集団司令官	隷下部隊に置く飛行教育各課程
航空教育集団司令官	隷下部隊並びに指揮監督下の学校に置く一般教育各課程、飛行教育各課程及び術科教育各課程(術科学校以外に置く課程を含む。)
航空開発実験集団司令官	隷下部隊に置く飛行教育各課程
航空安全管理隊司令	当該部隊に置く課程
幹部学校長	当該学校に置く各課程

2 課程教育実施基準には、課程の名称、主要教育事項の細分(以下「教育課目」という。)及びその配当時間の基準、主要教育事項又は教育課目の教育目標等を示すものとする。

(年度教育実施予定表)

第9条 年度教育実施予定表は、航空自衛隊年度業務計画等に基づき、前条第1項に定める課程教育実施基準の作成者が、同項に示す表の区分に従い、課程教育実施部隊等ごとに作成するものとする。

2 年度教育実施予定表には、当該年度に実施する課程の名称、期間、実施回数、各期の学生数、教育実施期間等を示すものとする。

第3章 準課程講習等による教育

(準課程講習)

第10条 準課程講習の名称、当該講習を担当する部隊等の長(以下「講習担当者」という。)、設置場所及び期間並びに学生の資格、主要講習事項等は、別表第5(その1、その2)のとおりとする。

2 別表第5(その1)準課程講習の名称等の各準課程講習の目的及び主要講習事項は、それぞれの準拠課程の目的及び主要教育事項に準じ、講習担当者が定めるものとする。

(講習の実施)

第11条 準課程講習は、講習担当者が、次条に定める講習実施基準及び航空自衛隊年度業務計画等により実施するものとする。

(講習実施基準)

第12条 準課程講習の講習実施基準は、講習担当者が別冊第1基本教育実施基準に基づき第8条第2項に定める課程教育実施基準に準じて作成するものとする。

(委託教育の計画等)

第13条 委託教育の計画及び実施は、原則として空幕長が行なう。

(隊付教育の実施)

第14条 隊訓第27条第3項の規定による隊付教育の実施は、別冊第1基本教育実施基

準に示すところによる。

第4章 教育の評価等

(検閲実施の基準等)

第15条 隊訓第5章の規定による教育の検閲実施の基準及び技能検定基準は、別に定める。

(その他の評価)

第16条 前条に定める以外のものによる教育の評価の細部要領については、防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長（幹部候補生学校長、術科学学校長及び補給処長を除く。）が定めるものとする。

(技術教育の標準化)

第17条 第8条第1項に定める課程教育実施基準の作成者は、それぞれの技術教育の教育内容、教育実施の技法、手順等について統一し、標準化を図るものとする。

第5章 学生の取扱い等

(学生の服務及び管理の規定)

第18条 課程教育実施部隊等の長及び講習担当者は、学生の服務及び管理についての規定を定めるものとする。

(学生の選考)

第19条 隊訓第13条に規定する学生の選考は、空幕長又は空幕長の示すところにより、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第43条及び第70条に基づき隊員の入校（教育入隊を含む。）を命ずる者（以下「入校発令権者」という。）が行なうものとする。

2 入校発令権者は、学生を別表第1から第5までに定める資格に該当しない隊員から選考しようとする場合には、あらかじめ空幕長の承認を受けるものとする。

(学生に対する教育の停止等)

第20条 課程教育実施部隊等の長及び講習担当者は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に対する課程（準課程講習を含む。以下本条において同じ。）の教育を停止することができる。

- (1) 疾病等のため、課程履修の見込のない場合
- (2) 成績が不良で所定の基準に達する見込のない場合
- (3) 学生としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他当該課程の学生として不相当と認める場合

2 前項により教育を停止された学生の航空機操縦に関する能力の審査については、別冊第2学生操縦能力審査要領によるものとし、その他の能力の審査については、課程教育実施部隊等の長の定めるところによるものとする。

3 別表第5（その1）準課程講習の名称等の各準課程講習の最終の学生操縦能力審査は、講習担当者又はそれぞれの準拠課程が置かれている部隊の長が実施するものとする。

(次期編入等)

第21条 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長（幹部候補生学校長、術科学学校長及び補給処長を除く。）は、前条第1項第1号又は第2号の規定により教育を停止された学生（自衛官候補生課程の教育を停止された者を除く。）のうち再教育することを適当と認める者については、次期以降の課程において教育することができる。

2 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長（幹部候補生学校長、術科学学校長及び補給処長を除く。）は、学生の素養に応じて当該学生に対し、課程の内容の一部を省略することができる。

第6章 報告

(報告)

第22条 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、航空安全管理隊司令、幹部学校長及び自衛隊入間病院長は、別表第6に定める報告（幹部学校長については、教育現況報告（10-T53(D)を除く。）を同表に示す要領により空幕長（人事教育計画課教育室長気付）に提出するものとする（10-T63-AR(D)）、10-T62(D)、10-T53(D)、10-T8-AR(D)）。

2 講習担当者は、前項の規定に準じて報告を提出するものとする。

第7章 雑則

(学生の褒賞)

第23条 課程教育実施部隊等の長は、総合成績が優秀な学生に対し、当該課程の終了時に褒賞を実施することができる。

2 褒賞の実施できる課程及び人員については、別に示す。

(受託教育)

第24条 隊訓第80条の規定により教育を受託した者に対する教育については、別に示すもののほか、航空自衛隊の隊員に対する教育に準ずるものとする。

(委任規定)

第25条 この達の実施に関し必要な事項は、防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。)が定めるものとする。

附 則

1 この達は、昭和41年7月1日から施行する。

2 次の達は、廃止する。

(1) 航空自衛隊の学校等及び教育部隊における教育訓練実施に関する達(昭和33年航空自衛隊達第22号)

(2) 学生に対するほう賞状授与に関する達(昭和38年航空自衛隊達第14号)

(3) 航空自衛隊生徒の教育訓練課程に関する達(昭和31年航空自衛隊達第23号)

(4) 学生操縦能力審査実施規則(昭和35年航空自衛隊達第8号)

(5) 操縦教育講習実施規則(昭和35年航空自衛隊達第19号)

3 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程、準課程講習、委託教育及び受託教育は、この達の相当規定による課程、準課程講習、委託教育及び受託教育として実施されたものとみなす。

附 則(昭和41年10月13日航空自衛隊達第30号抄)

1 この達は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月30日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年7月27日航空自衛隊達第27号)

1 この達は、昭和42年7月27日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、この達の相当規定による課程、準課程講習として実施されたものとみなす。

附 則(昭和42年10月19日航空自衛隊達第39号)

この達は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則(昭和43年7月11日航空自衛隊達第19号)

1 この達は、昭和43年7月11日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、この達の改正規定による課程、準課程講習として実施されたものとみなす。

附 則(昭和44年4月23日航空自衛隊達第17号抄)

1 この達は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年6月27日航空自衛隊達第26号)

1 この達は、昭和44年7月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお、従前の例による。

附 則(昭和44年9月26日航空自衛隊達第40号)

この達は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則(昭和45年1月21日航空自衛隊達第1号)

1 この達は、昭和45年1月21日から施行する。

2 改定後の規定は、昭和44年12月17日から適用する。

3 この達の適用日から施行の際までになされた事務処理は、改正後の規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和45年3月31日航空自衛隊達第10号)

1 この達は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程は、当該課程の教育が修了するまでの間、なお、従前の例による。

附 則(昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号)

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月15日航空自衛隊達第19号）

- 1 この達は、昭和45年7月20日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお、従前の例による。

附 則（昭和45年12月22日航空自衛隊達第29号）

この達は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月14日航空自衛隊達第20号）

この達は、昭和46年6月14日から施行する。

附 則（昭和47年3月13日航空自衛隊達第10号）

- 1 この達は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、すでに実施されている課程及び準課程講習は、旧規定によるものとする。

附 則（昭和47年9月26日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和48年3月17日航空自衛隊達第4号）

- 1 この達は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和48年9月29日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月21日航空自衛隊達第36号）

- 1 この達は、昭和49年1月5日から施行する。
- 2 この達施行前に、従前の規定による輸送機操縦教官課程を修了した者で、航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達（昭和34年航空自衛隊達第9号）によりYS-11の機種を指定されているものは、改正後の輸送機操縦教官（YS-11）課程を修了したものとみなす。

附 則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第10号抄）

- 1 この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和49年4月20日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和49年4月20日から施行する。

附 則（昭和49年8月1日航空自衛隊達第25号）

この達は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年8月13日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和49年8月26日から施行する。

附 則（昭和49年11月9日航空自衛隊達第37号）

この達は、昭和49年11月9日から施行する。

附 則（昭和49年12月18日航空自衛隊達第40号）

この達は、昭和50年1月10日から施行する。

附 則（昭和50年3月22日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、別表第4の1に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月6日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月9日航空自衛隊達第18号）

- 1 この達は、昭和50年10月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に教育が実施されている一般幹部候補生（一般幹部候補生試験の合格者のうち、技術の研究開発、行政等に従事することとなる要員）及び薬剤科幹部候補生に係る一般幹部候補生課程並びに昭和50年度に教育が行われる3尉候補者の課程については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年11月27日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和50年11月27日から施行する。

附 則 (昭和51年3月10日航空自衛隊達第6号)

- 1 この達は、昭和51年3月15日から施行する。
- 2 この達施行の日までにこの達による改正前の第1初級操縦課程を修了している者に対する初級操縦教育については、なお従前の例による。

附 則 (昭和51年5月29日航空自衛隊達第14号)

この達は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月11日航空自衛隊達第31号)

この達は、昭和51年12月11日から施行する。

附 則 (昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号)

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日航空自衛隊達第6号)

- 1 この達は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の准尉曹士術科教育各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年9月28日航空自衛隊達第15号)

- 1 この達は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行前に、従前の規定により実施された輸送機操縦課程 (YS-11)、輸送機操縦課程講習 (YS-11)、輸送機戦術課程及び操縦英語課程は、それぞれ改正後の輸送機操縦 (YS-11) 課程、輸送機操縦 (YS-11) 課程講習、輸送機戦術 (YS-11) 課程及び地上準備課程として実施されたものとみなす。

附 則 (昭和53年1月10日航空自衛隊達第1号)

この達は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和53年5月11日航空自衛隊達第12号)

この達は、昭和53年5月11日から施行する。

附 則 (昭和53年7月21日航空自衛隊達第23号)

- 1 この達は、昭和53年7月21日から施行する。
- 2 この達の施行前に、従前の規定により実施された空地作戦講習は、改正後の協同戦術課程として実施されたものとみなす。

附 則 (昭和54年2月26日航空自衛隊達第5号)

この達は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月12日航空自衛隊達第9号)

この達は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年5月22日航空自衛隊達第15号)

この達は、昭和54年5月22日から施行する。

附 則 (昭和54年6月22日航空自衛隊達第17号抄)

- 1 この達は、昭和54年6月22日から施行する。

附 則 (昭和54年8月3日航空自衛隊達第19号抄)

- 1 この達は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則 (昭和54年12月24日航空自衛隊達第24号)

この達は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月5日航空自衛隊達第6号)

この達は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則 (昭和55年8月1日航空自衛隊達第11号)

- 1 この達は、昭和55年8月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の飛行教育の課程及び準課程講習を履修している者に対する教育並びに改正前の輸送機戦術 (C-1) 課程の教育については、昭和56年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年11月15日航空自衛隊達第22号)

- 1 この達は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のF-4EJ航空機整備員転換課程を履修している者に対する教育については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則 (昭和56年4月3日航空自衛隊達第25号)

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則 (昭和57年3月12日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和57年3月16日から施行する。

附 則 (昭和57年4月9日航空自衛隊達第13号)

この達は、昭和57年4月9日から施行する。

附 則 (昭和57年12月15日航空自衛隊達第36号)

この達は、昭和57年12月21日から施行する。

附 則 (昭和58年4月5日航空自衛隊達第7号)

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則 (昭和58年9月27日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和58年9月27日から施行する。

附 則 (昭和58年11月11日航空自衛隊達第15号)

この達は、昭和58年11月15日から施行する。

附 則 (昭和58年12月6日航空自衛隊達第20号)

この達は、昭和58年12月6日から施行する。

附 則 (昭和59年1月31日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和59年1月31日から施行する。

附 則 (昭和59年4月11日航空自衛隊達第12号)

この達は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則 (昭和59年4月18日航空自衛隊達第13号)

この達は、昭和59年4月18日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日航空自衛隊達第19号)

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年7月10日航空自衛隊達第20号)

この達は、昭和59年7月10日から施行する。

附 則 (昭和59年9月19日航空自衛隊達第24号)

この達は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月15日航空自衛隊達第14号)

この達は、昭和60年4月15日から施行する。

附 則 (昭和60年5月20日航空自衛隊達第16号)

この達は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年1月31日航空自衛隊達第4号)

1 この達は、昭和61年2月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のC-130操縦講習並びに一般幹部候補生(一般幹部候補生試験の合格者及び部内選抜試験の合格者)及び薬剤科幹部候補生に係る一般幹部候補生課程並びに飛行幹部候補生課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄)

1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。

2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則 (昭和61年2月24日航空自衛隊達第7号)

1 この達は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年4月5日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 (昭和61年9月30日航空自衛隊達第17号)

1 この達は、昭和61年9月30日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の戦闘操縦(T-2)基礎課程、戦闘操縦(T-2)課程及び幹部航空士(機上要撃管制及び機上航空警戒管制)講習を履修している者に対する教育については、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお従前の例による。

3 この達の施行の際、現にこの達による改正前の戦闘操縦(T-2)基礎課程を履修している者については、引き続きこの達による改正前の戦闘操縦(T-2)課程を履

修させるものとする。

附 則 (昭和61年12月26日航空自衛隊達第36号)

- 1 この達は、昭和61年12月26日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月20日航空自衛隊達第14号)

この達は、昭和62年3月20日から施行する。

附 則 (昭和62年7月16日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和62年7月20日から施行する。

附 則 (昭和62年9月24日航空自衛隊達第31号)

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月9日航空自衛隊達第36号)

- 1 この達は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表第5(その2)中 Y S-11 操縦講習の項の次に輸送機操縦(C-130)講習を加える改正規定は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年3月25日航空自衛隊達第4号)

- 1 この達は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年4月8日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 (昭和63年7月28日航空自衛隊達第21号)

この達は、昭和63年10月1日から施行し、別表第5(その2) T-4 操縦講習(長期)、T-4 操縦講習(短期)及びT-4 教官操縦講習の規定は、同年7月28日から適用する。

附 則 (昭和63年9月30日航空自衛隊達第26号)

- 1 この達は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄)

- 1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則 (平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則 (平成元年5月29日航空自衛隊達第33号)

- 1 この達は、平成元年5月29日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のCH-47J 操縦講習を受講している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成元年9月5日航空自衛隊達第41号)

この達は、平成元年9月27日から施行する。

附 則 (平成元年11月9日航空自衛隊達第48号)

- 1 この達は、平成元年11月10日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のT-4 教官操縦講習及びT-4 操縦講習を受講している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成2年2月13日航空自衛隊達第3号)

この達は、平成2年3月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月7日航空自衛隊達第8号)

この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月23日航空自衛隊達第11号)

- 1 この達は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成2年5月31日航空自衛隊達第23号)

この達は、平成2年7月1日から施行する。

附則（平成2年7月11日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成2年7月11日から施行する。

附則（平成2年9月11日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附則（平成3年3月14日航空自衛隊達第8号）

1 この達は、平成3年3月15日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の基本操縦（T-4）課程及び基本操縦教官（T-4）課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則（平成3年4月23日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成3年4月23日から施行する。

附則（平成3年10月22日航空自衛隊達第26号）

この達は、平成3年10月22日から施行する。

附則（平成3年12月2日航空自衛隊達第30号）

この達は、平成3年12月2日から施行する。

附則（平成4年3月27日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成4年4月1日から施行する。ただし、3尉候補者課程の改正規定は、同年9月1日から施行する。

附則（平成4年4月10日航空自衛隊達第20号）

1 この達は、平成4年4月10日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の第1初級操縦課程、第2初級操縦課程または基本操縦課程を履修している者に対する教育については、なお従前の例による。

附則（平成4年7月14日航空自衛隊達第35号）

1 この達は、平成4年7月15日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のUH-60J操縦講習を受講している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則（平成5年7月28日航空自衛隊達第26号）

この達は、平成5年7月28日から施行する。

附則（平成5年9月21日航空自衛隊達第35号）

この達は、平成5年10月1日から施行する。

附則（平成5年10月19日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成5年10月19日から施行する。

附則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）

この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕

附則（平成5年11月30日航空自衛隊達第44号）

1 この達は、平成5年11月30日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の救難操縦課程を履修している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則（平成5年12月22日航空自衛隊達第46号）

この達は、平成5年12月22日から施行する。

附則（平成6年6月24日航空自衛隊達第26号）

この達は、平成6年7月1日から施行する。

附則（平成6年7月13日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成6年8月1日から施行する。

附則（平成7年2月20日航空自衛隊達第5号抄）

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成7年7月20日航空自衛隊達第27号）

1 この達は、平成7年7月17日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則（平成8年3月27日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附則（平成8年12月4日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成8年12月4日から施行する。

附則(平成9年3月28日航空自衛隊達第12号)

1 この達は、平成9年3月28日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の輸送機操縦(C-1)課程及び輸送機操縦(C-130)課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則(平成9年6月12日航空自衛隊達第14号)

この達は、平成9年7月1日から施行する。

附則(平成9年10月9日航空自衛隊達第23号)

この達は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成9年12月17日航空自衛隊達第29号)

この達は、平成10年1月5日から施行する。

附則(平成10年3月23日航空自衛隊達第5号)

この達は、平成10年3月31日から施行する。

附則(平成10年3月27日航空自衛隊達第7号)

この達は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成10年4月20日航空自衛隊達第9号抄)

この達は、平成10年4月20日から施行する。

附則(平成10年5月12日航空自衛隊達第11号)

1 この達は、平成10年5月12日から施行する。

2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、改正後の当該課程及び当該準課程講習として実施されたものと見なす。

附則(平成11年3月24日航空自衛隊達第7号)

1 この達は、平成11年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、改正後の当該課程及び当該準課程講習として実施されたものと見なす。

附則(平成11年5月28日航空自衛隊達第16号)

この達は、平成11年6月1日から施行する。

附則(平成11年6月10日航空自衛隊達第18号)

この達は、平成11年6月16日から施行する。

附則(平成12年2月15日航空自衛隊達第4号)

この達は、平成12年2月17日から施行する。

附則(平成12年3月29日航空自衛隊達第18号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成12年5月25日航空自衛隊達第31号)

この達は、平成12年5月25日から施行する。

附則(平成12年11月1日航空自衛隊達第48号)

この達は、平成12年11月6日から施行する。

附則(平成12年12月5日航空自衛隊達第51号)

この達は、平成12年12月5日から施行する。

附則(平成12年12月11日航空自衛隊達第53号)

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成12年12月14日航空自衛隊達第55号)

1 この達は、平成12年12月14日から施行する。

2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施された第1初級操縦課程、第1初級操縦教官課程又は第1初級操縦教官機種転換課程は、それぞれ改正後の初級操縦課程、初級操縦教官課程又は初級操縦教官機種転換課程として実施されたものと見なす。

附則(平成13年3月23日航空自衛隊達第9号)

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成13年3月30日航空自衛隊達第20号)

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成13年6月4日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成13年6月4日から施行する。

附則(平成13年8月28日航空自衛隊達第34号)

この達は、平成13年8月28日から施行する。

附 則（平成13年11月1日航空自衛隊達第38号）

この達は、平成13年11月20日から施行する。

附 則（平成14年6月28日航空自衛隊達第14号）

この達は、平成14年6月28日から施行する。

附 則（平成14年8月9日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成14年8月19日から施行する。

附 則（平成15年2月17日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成15年2月17日から施行する。

附 則（平成15年3月14日航空自衛隊達第4号）

1 この達は、平成15年3月14日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の生徒基礎課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成15年7月4日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成15年7月15日から施行する。

附 則（平成16年3月29日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年9月28日航空自衛隊達第23号）

1 この達は、平成16年9月28日から施行する。

2 この達の施行前に、現に従前の規定により実施された初級操縦課程、初級操縦教官機種転換課程、計器飛行教官課程は、それぞれ改正後の初級操縦教官（T-3）課程、初級操縦教官機種転換（T-3）課程、計器飛行教官（T-4）課程として実施されたものと見なす。

附 則（平成17年2月22日航空自衛隊達第1号）

1 この達は、平成17年2月22日から施行する。

2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施された戦闘機操縦課程は、改正後の戦闘機操縦（F-15）課程として実施されたものと見なす。

附 則（平成17年3月31日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月20日航空自衛隊達第15号）

1 この達は、平成17年4月20日から施行する。

2 この達の施行前に、従前の規定により実施された初級操縦課程は、改正後の初級操縦教官（T-3）課程として実施されたものと見なす。

附 則（平成17年7月19日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成17年7月19日から施行する。

附 則（平成17年8月1日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月30日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年7月28日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年12月21日航空自衛隊達第46号）

この達は、平成18年12月21日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年1月24日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成19年1月24日から施行する。

附 則（平成19年5月28日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第39号）

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に

限り所要の修正の上使用することができる。

附 則 (平成19年9月5日航空自衛隊達第43号)

この達は、平成19年9月5日から施行する。

附 則 (平成19年9月14日航空自衛隊達第44号)

この達は、平成19年9月14日から施行する。

附 則 (平成19年10月11日航空自衛隊達第49号)

この達は、平成19年10月11日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日航空自衛隊達第9号)

1 この達は、平成20年3月27日から施行する。

2 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和41年航空自衛隊訓令第3号)第22条の9条に規定する空曹予定者課程については、平成21年1月1日以降における空曹予定者に係るものから実施するものとする。

3 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程等は、当該課程の教育等が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日航空自衛隊達第12号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日航空自衛隊達第33号)

この達は、平成20年9月29日から施行する。

附 則 (平成20年11月19日航空自衛隊達第35号)

この達は、平成20年11月19日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日航空自衛隊達第39号)

この達は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日航空自衛隊達第9号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月8日航空自衛隊達第13号)

この達は、平成21年4月8日から施行する。

附 則 (平成21年6月23日航空自衛隊達第20号)

この達は、平成21年6月23日から施行する。

附 則 (平成21年7月29日航空自衛隊達第28号)

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月28日航空自衛隊達第38号)

この達は、平成21年9月28日から施行する。

附 則 (平成22年1月14日航空自衛隊達第1号)

この達は、平成22年1月14日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日航空自衛隊達第8号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月18日航空自衛隊達第12号)

1 この達は、平成22年5月18日から施行する。

2 この達の施行前に、従前の規定により実施された上級工作員課程は、改正後の上級工作整備員課程として実施されたものと見なす。

附 則 (平成22年6月25日航空自衛隊達第15号)

1 この達は、平成22年6月25日から施行する。

2 この達の施行前に、従前の規定により実施された初級工作員課程は、改正後の初級工作整備員課程として実施されたものと見なす。

附 則 (平成23年3月25日航空自衛隊達第6号)

1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

2 この達施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成23年5月20日航空自衛隊達第23号)

この達は、平成23年5月20日から施行する。

附 則 (平成23年7月26日航空自衛隊達第29号)

1 この達は、平成23年8月1日から施行する。

2 この達施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成23年8月30日航空自衛隊達第33号)

この達は、平成23年8月30日から施行する。

附則（平成23年12月2日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成23年12月2日から施行する。

附則（平成23年12月15日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成24年1月4日から施行する。

附則（平成24年7月26日航空自衛隊達第46号）

この達は、平成24年7月27日から施行する。

附則（平成24年9月12日航空自衛隊達第47号）

この達は、平成24年9月12日から施行する。

附則（平成24年12月17日航空自衛隊達第59号）

この達は、平成24年12月17日から施行する。

附則（平成25年1月29日航空自衛隊達第2号）

1 この達は、平成25年3月1日から施行する。

2 この達施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則（平成25年3月26日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第2の3の表の改正規定及び別表第5（その2）の改正規定（「同上」を「航空総隊司令官」に改める部分及び「航空総隊司令官」を「同上」に改める部分に限る。）は、同年3月26日から施行する。

附則（平成25年11月7日航空自衛隊達第78号）

この達は、平成25年11月7日から施行する。

附則（平成26年5月1日航空自衛隊達第45号）

この達は、平成26年5月1日から施行する。

附則（平成26年7月31日航空自衛隊達第60号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附則（平成26年9月18日航空自衛隊達第76号）

この達は、平成26年9月18日から施行する。

附則（平成27年1月5日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成27年1月5日から施行する。

附則（平成27年2月24日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成27年2月24日から施行する。

附則（平成27年9月30日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附則（平成27年11月12日航空自衛隊達第54号）

この達は、平成27年11月12日から施行する。

附則（平成28年3月29日航空自衛隊達第33号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年4月19日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成28年4月19日から施行する。

附則（平成28年4月26日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成28年5月1日から施行する。

附則（平成28年12月14日航空自衛隊達第56号）

この達は、平成28年12月20日から施行する。

附則（平成29年3月13日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成29年3月13日から施行する。

附則（平成29年5月12日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成29年5月12日から施行する。

附則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附則（平成29年7月31日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成29年7月31日から施行する。

附則（平成30年3月29日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年5月15日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成30年5月18日から施行する。

附 則 (平成30年6月4日航空自衛隊達第15号)

この達は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月14日航空自衛隊達第22号)

(施行期日)

1 この達は、平成30年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この達施行の際現にこの達による改正前の航空自衛隊の基本教育に関する達の規定により実施されている各課程は、この達による改正後の航空自衛隊の基本教育に関する達中の相当する各課程とみなす。

3 この達による改正後の航空自衛隊の基本教育に関する達別表第4の1の表航空機整備幹部課程、隊務管理幹部課程及び情報通信幹部課程の項主要教育事項の欄に掲げる事項で当該各課程の設置場所の欄に掲げる課程教育実施部隊等の所掌する事務でないものは、当分の間、当該課程教育実施部隊等の長が組織規則等において当該事項を所掌する部隊等(隊務管理幹部課程に係るものにあつては、航空幕僚監部)にその実施に係る支援の依頼をすることにより、当該事項を実施するものとする。

附 則 (平成31年1月23日航空自衛隊達第1号)

この達は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日航空自衛隊達第20号)

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月9日航空自衛隊達第22号)

この達は、平成31年4月15日から施行する。

附 則 (平成31年4月24日航空自衛隊達第24号)

この達は、平成31年4月25日から施行する。

附 則 (令和元年5月27日航空自衛隊達第2号)

この達は、令和元年5月27日から施行する。

1 この達は、令和元年5月27日から施行する。

附 則 (令和元年6月10日航空自衛隊達第4号)

(施行期日)

1 この達は、令和元年6月10日から施行する。ただし、様式第1注及び様式第2注の改正規定は令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、この達による改正前の航空自衛隊の基本教育に関する達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和元年9月9日航空自衛隊達第16号)

この達は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日航空自衛隊達第3号)

この達は、令和2年2月29日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日航空自衛隊達第19号)

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日航空自衛隊達第27号)

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月29日航空自衛隊達第52号)

この達は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和2年10月29日航空自衛隊達第54号)

この達は、令和2年10月29日から施行する。

附 則 (令和2年11月11日航空自衛隊達第55号)

この達は、令和2年11月11日から施行する。

附 則 (令和3年4月21日航空自衛隊達第45号)

この達は、令和3年4月21日から施行する。

附 則 (令和3年5月21日航空自衛隊達第48号)

この達は、令和3年5月31日から施行する。

附 則 (令和3年10月4日航空自衛隊達第72号)

この達は、令和3年10月4日から施行する。

附 則 (令和3年10月22日航空自衛隊達第73号)

この達は、令和3年10月29日から施行する。
附 則（令和3年12月20日航空自衛隊達第76号）
この達は、令和3年12月20日から施行する。
附 則（令和4年2月21日航空自衛隊達第8号）
この達は、令和4年2月21日から施行する。
附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第24号）
この達は、令和4年3月17日から施行する。
附 則（令和4年5月16日航空自衛隊達第38号）
この達は、令和4年5月16日から施行する。
附 則（令和4年6月24日航空自衛隊達第44号）
この達は、令和4年6月24日から施行する。
附 則（令和4年10月31日航空自衛隊達第48号）
この達は、令和4年10月31日から施行する。
附 則（令和4年12月23日航空自衛隊達第56号）
この達は、令和4年12月23日から施行する。
附 則（令和5年3月23日航空自衛隊達第18号）
この達は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和5年5月31日航空自衛隊達第28号）
この達は、令和5年6月1日から施行する。
附 則（令和5年8月8日航空自衛隊達第34号）
この達は、令和5年8月8日から施行する。
附 則（令和5年10月30日航空自衛隊達第42号）
この達は、令和5年11月1日から施行する。